

第3回 町道女川出島線出島架橋技術検討委員会

議 事 次 第

日 時 平成30年7月13日（金）

10：00から12：00

場 所 宮城県自治会館 205会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 出席者紹介
4. 開催要綱について
5. 議 事
 - (1) 第2回委員会議事報告及び第3回委員会審議事項について
 - (2) 維持管理計画について
 - (3) 景観検討について
 - (4) その他
6. 閉 会

第3回 町道女川出島線女川架橋技術検討委員会 名簿

○委員

氏名	所属及び役職	分野	備考
中沢 正利	東北学院大学工学部 教授	鋼構造	
運上 茂樹	東北大学大学院工学研究科 教授	耐震	
久田 真	東北大学大学院工学研究科 教授	維持管理	
齊木 功	東北大学大学院工学研究科 准教授	コンクリート・ 鋼構造	
山田 真幸	東北工業大学工学部 准教授	コンクリート・ 鋼構造	
大森 祐一	国土交通省東北地方整備局道 路部特定道路工事対策官	行政	欠席

敬称略・順不同

○オブザーバー

氏名	所属及び役職
東野 真人	女川町副町長
門脇 雅之	宮城県土木部技監兼次長

敬称略・順不同

「町道女川出島線出島架橋技術検討委員会」に関する公開方法

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会（以下「委員会」という）の会議の公開方法については、宮城県情報公開条例第19条、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱に基づき、適切に処理するものとします。

以下は、公開方法に関する基本事項を抽出列記したものです。

1. 会議の公開（条例第19条）

委員会の会議は公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって委員会の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

（1）非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

2. 会議の一部公開又は非公開の決定（要綱第4）

委員会は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以降の会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 公開の方法（要綱第5）

委員会の会議の公開は、県民等が容易に検討会の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

委員会は、傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。

4. 傍聴の手続き（要綱第6）

会議において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、委員会の判断によるものとする。

5. 終了後の事務（要綱第8）

事務局は、非開示情報がある場合を除き、会議資料については委員会の終了後、会議録については作成後、その写しを宮城県県政情報公開室長に提出する。

事務局は、非開示情報がある場合を除き、会議録をホームページに掲載する。

宮城県県政情報公開室長は、提出された会議録を県政情報センターに配架する。

会議録については、発言者を明記し、構成員全員が内容を確認したものとする。

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会傍聴要領

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会

1 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

(2) 傍聴者の手続きは、先着順に行います。定員になり次第受付を終了いたします。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。

(2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(3) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

町道女川出島線 出島架橋技術検討委員会 開催趣意書

女川町東部に位置する出島は、本土との距離が近いにもかかわらず、本土との交通機関は船舶のみであることから、島民の日常生活における利便性の向上や常時通行の確保、救急医療をはじめ災害時における安全・安心のための緊急輸送路の確保、当該圏域の観光や産業経済の振興、地域間交流を図る観点から、長年に渡り架橋の整備が求められてきました。

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」により、女川町をはじめ出島全域が地震や津波による甚大な被害を受け、多くの島民が電気・水道などライフラインが寸断した中で長期間の孤立を余儀なくされ、改めて出島架橋の「命の橋」としての必要性が再認識されました。このため、女川町が中心となり国への要望活動を進め、平成27年度、社会資本整備総合交付金事業として新規採択されました。

しかしながら、女川町は震災からの復旧・復興を早期に進める必要があることから、県が女川町の橋梁概略設計のあとを引継ぎ、架橋本体の基本設計から工事までを実施することになりました。

出島架橋は、海上に架設する長大橋であり、設計にあたっては高度な知識が要求されることから、県が事業を進めている「大島架橋事業」の実績等を参考にしながら、基本条件の整理・検討や詳細設計に向けた課題の抽出を行っており、今後、具体的に橋梁の詳細設計を進めるにあたって、災害に強く、耐久性に優れ、維持管理性の高い橋梁の整備を目指して、広く優れた識見を有する方々から助言・指導を得るため、「町道女川出島線出島架橋技術検討委員会」を開催するものです。